

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会
ふれあいサロン、相談室貸出要領

1 目的

この要領は、市内各種団体が使用する、ふれあいサロン、相談室（以下「サロン等」という。）の貸出しについて必要な事項を定め、もって地域福祉の推進に資することを目的とする。

2 貸出しの対象事業等

(1) 対象団体

青梅市内の地域福祉の推進を目的とした各種団体とし、青梅市社会福祉協議会登録団体とする。ただし、青梅市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 貸出し上の制限

貸出しを受けた団体は、次の行為を目的として使用してはならない。

ア 営利を目的とした事業

イ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治活動

ウ 特定の宗教または特定の教派、宗派および教団を支持する行為

エ 公益を害し、または風俗を乱すおそれがある行為

3 使用の申請

施設の使用を希望する者は、あらかじめ使用日の1年前から使用日までの間に、青梅ボランティア・市民活動センターに申し出なければならない。

ただし、会長が特に必要と認める事業については、この限りでない。

4 使用の承認

サロン等の使用承認は、原則として申請の順とする。

5 使用権の譲渡禁止

使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

6 使用の禁止

会長は、使用者が利用した会場の適正な管理を怠った場合には、以後その使用者に対し、当分の間使用を禁止することができる。

7 休業日

サロン等の休業日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで

(2) 12月29日から同月31日まで

(3) 永山ふれあいセンター内ふれあいサロンは上記の他に第3月曜日（施設点検日）

8 使用期間

ルーム・サロンは、週2日以上使用することはできない。ただし、会長が特に必要と認めるとき、または管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

9 使用時間

サロン等の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。木曜日は午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、永山ふれあいセンター内ふれあいサロンの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

10 使用承認の取消し

会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、または使用を中止させることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 前2号のほか、会長が必要と認めるとき。

2 前項の場合、使用者において損害を生ずることがあっても、会長は、その賠償の責めを負わない。

11 設備変更の禁止等

使用者は、サロン等に特別の施設をし、または変更を加えてはならない。

12 原状回復の義務

使用者は、使用を終了したときは、ただちに設備を原状に復さなければならない。

13 損害賠償等

- (1) 使用者は、使用に際し、サロン等および付帯設備に損害を生じさせた場合は、遅滞なくその旨および理由を会長へ報告しなければならない。
- (2) 使用者は、前号の滅失またはき損がその責めに帰すべき理由によるときは、会長の指示に従いその負担においてこれを修理し、または会長が相当と認める額を弁償しなければならない。
- (3) 使用者等が、借り受けた備品により事故を起こした場合、会長はその責めを負わない。

14 販売行為の禁止

何人もサロン等およびその敷地内においては、物品の販売行為等をしてはならない。ただし、会長の承認を受けたときは、この限りでない。

15 実施期日

この要領は、平成15年12月15日から実施する。

経過措置

この要綱の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。